

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成25年度決算（社会資本整備事業特別会計空港整備勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
空港使用料収入	205,325	空港等維持運営費	138,193
一般会計より受入	86,884	空港整備事業費	50,253
東日本大震災復興特別会計より受入	1,202	東日本大震災復興空港整備事業費	2,111
地方公共団体工事費負担金収入	3,067	北海道空港整備事業費	6,643
		離島空港整備事業費	834
償還金収入	16,876	沖縄空港整備事業費	14,238
配当金収入	3,449	航空路整備事業費	25,735
空港等財産処分収入	5,475	東日本大震災復興航空路整備事業費	53
雑収入	24,197		
前年度剰余金受入	36,669	新関西国際空港株式会社補給金	4,000
東日本大震災復興前年度剰余金受入	1,308	地域公共交通維持・活性化推進費	467
独立行政法人空港周辺整備機構納付金収入	6	空港等災害復旧事業費	968
		東日本大震災復旧・復興空港災害復旧事業費	463
		業務取扱費業務勘定へ繰入	2,133
		収益回収公共事業資金貸付金償還金一般会計へ繰入	2,616
		国債整理基金特別会計へ繰入	82,788
		予備費	—
合 計	384,462	合 計	331,502

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金額及び当該繰入金額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）	86,884 百万円
（予算に計上した繰入金額）	91,216 百万円
（相違した理由）	

事業計画の変更により、翌年度への繰越工事があったこと等のため

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
 （剰余金の額）…………… 52,960 百万円
 （剰余金が生じた理由）

前年度において空港等維持運営費が予定より少なかったこと等のため

（剰余金の処理の方法）

この会計は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第76号。以下「改正法」という。)第1条の規定により本年度限り廃止されたので、この剰余金は、改正法附則第12条第1項の規定により平成26年度の自動車安全特別会計の空港整備勘定の歳入に繰り入れることとした。